

「新型コロナウイルス感染症」に関する補償について

以下の特約を付帯されているこども向け保険につきまして、「新型コロナウイルス感染症」を補償対象とする商品改定を実施いたしました。

対象について

(1) 対象となる保険約款・特約

こども総合保険における特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

※次の商品に付帯されています。園児総合保険、小学生総合保険、中学生総合保険、高校生総合保険、学生のための総合保険（延長タイプを含む）、いつでもどこでも【ケガ・賠償保険】

(2) 補償対象となる方

こども向け保険の当該特約を付帯された保険契約にご加入の全被保険者さま

(3) 適用時期

2020年2月1日に遡及して適用し、同日以降に発病した場合において、有効であった保険契約について対象といたします。

* お客さまによる契約変更手続きの必要はございません。

* 本改定に伴う追加保険料はございません。

チューリッヒ保険会社

2021年2月

WW200709-1